

日本サッカー協会の会長選定に関する 活動書類

氏名 : _____

1. 活動書類に関する規定

会長予定者の選出に関するガイドラインの関連規定

4. 活動

4. 1 会長候補者又はこれになろうとする者は、選挙活動期間中に限り、本ガイドラインの定めに従う範囲で、選挙活動を行うことができる。
4. 2 会長候補者は、選挙活動期間において、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。
 - (1) 提案する政策
 - (2) 提案するプログラム
 - (3) 過去の記録
 - (4) 過去の職歴
 - (5) その他本人に関する情報
4. 3 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。
4. 4 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。
 - (1) 口頭による伝達（電話・面談による依頼、本協会が指定した説明会での説明及びメディアインタビューへの回答等を含む。）
 - (2) パンフレットの配布及び掲示（選出管理委員会が指定する書式及び配布方法に従うこと）
 - (3) 本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへのマニフェストの掲載
4. 5 選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

2. 会長候補者の要件

役員を選任及び会長等の選定に関する規程に定める要件並びに法人法及び認定法の規定を満たす場合は、末尾に署名をして下さい。

役員を選任及び会長等の選定に関する規程の関連規定

第4条 〔会長候補者の要件〕

1. 会長候補者は、次の要件を満たす者でなければならない。
 - (1) 直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
 - (2) 会長として選任された場合、理事及び監事の職務権限規則第6条に基づき、その就任時に、満70歳未満であること
2. 前項の定めのほか、会長候補者は、本規程第7条に基づき選出管理委員会が別に定める本協会の会長に求められる資質を有していることが望ましい。
3. 次に掲げる者は、会長候補者となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- (3) 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (5) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）の関連規定

（役員資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 次の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ① 法人法の規定に違反したこと
 - ② 会社法の規定に違反したこと
 - ③ 民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪を犯したこと
 - ④ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪を犯したこと
 - ⑤ 会社更生法第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪を犯したこと
 - ⑥ 破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯したこと
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）の関連規定

（欠格事由）

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
 - ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から5年を経過しない者

- ① 認定法の規定に違反したこと
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反したこと
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと
- ④ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪を犯したこと
- ⑤ 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと
- ⑥ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

私は、上記の会長候補者の要件を満たしていることを誓います。

署名

(1) 提案する政策

氏名

--

(2) 提案するプログラム

氏名

--

(3) 過去の記録

氏名 _____

※全て西暦で記入して下さい

サッカー歴

年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	

スポーツ団体役員歴

※団体名のほか所属部署及び役職まで記入して下さい

年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	
年	月	日	～	年	月	日	

学歴

※高等学校から最終学歴まで記入して下さい（中退を含む）

年	月	日	卒業
年	月	日	卒業
年	月	日	卒業
年	月	日	卒業
年	月	日	卒業

表彰

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

宗教法人の役員歴

年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び首長歴

年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	
年 月 日 ~	年 月 日	

その他の記録

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(4) 過去の職歴

氏名 _____

※1 全て西暦で記入して下さい

※2 会社名等のほか所属部署及び役職等まで記入して下さい

年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	

(5) その他本人に関する情報

※全て西暦で記入して下さい

基本情報

氏名	(　　　　　　ふ　　　　　　り　　　　　　) が な :
生年月日	年　　　　月　　　　日 ※2020年3月29日における満年齢_____歳
国籍	
現住所	〒 TEL. _____ FAX. _____
勤務先	〒 TEL. _____ FAX. _____
携帯電話番号	
E-mail アドレス	

* ご本人確認のため、運転免許証（裏面に記載がある場合は裏面も）、パスポート又は本籍地の記載のある住民票のいずれかのコピーをご提出下さい。

「直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、
Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、
その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に
活動し、
貢献していること」についての記述

以上

